

令和5年度 第10回 諏訪市農業委員会 議事録

第10回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

公表用

- 1 日 時 令和6年1月26日(金曜日) 午後2時
- 2 場 所 諏訪市役所 5階 501会議室
- 3 出席委員数
- | | |
|------|-----------|
| 農業委員 | 12名 |
| 会 長 | 12番 小泉 幸善 |
| 会長代理 | 3番 矢崎 勝美 |
| 会長代理 | 10番 宮坂 廣司 |
| | 1番 飯田 吉三 |
| | 2番 小松 眞知男 |
| | 4番 溝口 喜視 |
| | 5番 一ノ瀬 和廣 |
| | 6番 濱 幸彦 |
| | 7番 藤森 正一 |
| | 8番 日達 誉子 |
| | 9番 岩波 恵理子 |
| | 11番 藤森 紀保 |
- 農地利用最適化推進委員 9名
- | |
|-------|
| 藤森 善雄 |
| 松木 敏文 |
| 宮坂 誠一 |
| 藤森 英幸 |
| 關 千春 |
| 小松 賢次 |
| 矢澤 直治 |
| 伊藤 賢次 |
| 藤森 芳樹 |
- 4 農業委員会事務局
- | | |
|-----|-------|
| 局 長 | 小平 茂徳 |
| 次 長 | 藤森 秀 |
| 主 査 | 大杉 武史 |
- 5 署名委員
- | | |
|----|-------|
| 3番 | 矢崎 勝美 |
| 4番 | 溝口 喜視 |
- 6 会議の概要
- 会議の概要については次のとおり
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は適正に行われている(該当議案なし)。

○委員会成立報告	
事務局 小平茂徳 局長	これより令和5年度第10回諏訪市農業委員会を開会いたします。 本日欠席農業委員はいません。12名全員出席ですので、諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。 欠席農地利用最適化推進委員はいません。出席委員は9名です。
○議事録署名人の指名	
事務局 小平茂徳 局長	諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に3番の矢崎勝美委員、4番の溝口喜視委員を指名します。
○会長あいさつ	
小泉幸善 会長	皆様ご苦労様です。 今年最初の集まりです。元旦早々大きな災害があり、幸いにして諏訪地方には大きな被害はありませんでしたが、被災者にはお見舞い申し上げます。 今年も良い一年になるよう、皆さんよろしくお祈りいたします。 これより1月度の審議を始めさせていただきます。 1ページ 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請 No.19 豊田の件について藤森委員お願いします。

○議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について	
推進委員 藤森善雄 委員	(No.19) 所在は大字豊田字蛭池〇〇番〇、〇、〇、〇の4筆。地目は台帳現況とも田。面積は4筆合計〇〇㎡。契約の内容は売買で〇〇円、㎡当たり〇〇円。 〔場所の説明〕 譲渡人は〇〇さん。理由は手不足及び高齢により耕作困難。 譲受人は〇〇さん。理由は農業規模拡大とのこと。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑なし) 譲受人は、農業をしっかりとやっている方です。 この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、2ページ No.20豊田の件、飯田委員お願いします。
1番 飯田吉三 委員	(No.20) 所在は大字豊田字構5筆と字中曽根3筆。面積は合計〇〇㎡。契約内容は贈与。 譲渡人は〇〇さん。理由は高齢のため耕作困難。 譲受人は〇〇さん。理由は営農希望。譲受人の住所は〇〇になっていますが、住民票上のもので、実際は市内に居住。譲渡人と譲受人は親子になります。 〔場所の説明〕 申請地の内、畑は譲受人が自ら耕作すると思われ、田に関しては、現状、中曽根は〇〇(法人)、構は〇〇が委託で耕作しています。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑なし) この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、4ページ 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請 No.41四賀の件、小松委員お願いします。

○議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について	
2番 小松真知男委員	(No.41) 所在は大字四賀字〇〇。地番は〇〇番。地目は、台帳は田ですが、現況は不耕作。面積は〇〇㎡。申請目的は駐車場。 譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇(法人)。 契約内容は売買。金額は〇〇円。 〔場所の説明〕 譲受人は手不足、高齢のため耕作、管理できない。譲渡人は社員用の駐車場を作りたいとのこと。 資金計画について、申請地は隣接する道路から1mほど低い位置にあり、道路との出入口の路盤・舗装・擁壁ほか造成費が〇〇円。土地購入費とあわせ合計〇〇円。 〔資金調達計画の確認〕 申請地周辺は全て宅地化されており、影響はありません。
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑なし) この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、5ページ No.42 中洲の件、矢澤委員お願いします。
推進委員 矢澤直治 委員	(No.42) 所在は大字中洲字家前が5筆、古川が2筆の計7筆。地目は台帳上〇〇番が田、他は畑。現況は畑だが不耕作の状態。面積は合計〇〇㎡。 申請目的が駐車場。規模が普通車〇〇台分。 譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇(法人)。契約内容は売買で〇〇円という内容。 申請地は15年位前から譲受人が〇〇へ行っていたことから不耕作。草も生え放題で区の役員等が草刈りをしていた状態。 譲受人は〇〇で不動産業を営んでおり、申請地周辺は交通の便が良く、近隣に工場が多くあり、これらの工場より従業員の駐車場が不足しているとの声を受けたため、駐車場用地として造成工事をする計画。 譲渡人は高齢であり、管理するのも大変なため、申請地の売却を検討していたところ、今回の話があり手放すことにした。 被害防除措置について、隣接地と接する場所には土留め工等を施行し、区域外への雨水の流出を防止し、雨水の排水は敷地内に浸透柵を設置し、地下浸透処理とするとのこと。 申請地北側と西側は道路。東側は宅地。南東側が畑となっているが、駐車場ということで、日照等影響はないと思われる。 周辺の7つの工場から利用申し出があり、それに合わせる形で土地選定したとのこと。 資金計画について、土地購入費〇〇円、造成費〇〇円の計〇〇円。 〔資金調達計画の確認〕
小泉幸善 会長	この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑なし) この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、6ページ No.43 豊田の件、飯田委員お願いします。
1番 飯田吉三 委員	(No.43) 所在は大字豊田字西裏。地番は〇〇番。地目は台帳、現況とも畑。面積が〇〇㎡。申請目的は通路敷地。 借受人は〇〇さん。貸付人は〇〇さん。契約内容は使用貸借権設定。 借受人と貸付人は親子関係。今回、貸付人所有の住宅を取り壊し、借受人が住宅を新築することになり、通路敷地として転用を申請するもの。既存の住宅建築時には市道に接していたが、近年市道認定の解除を受け、宅地の接道要件を得られなくなったため、申請地を転用し、通路とするとのこと。

	<p>[場所の説明] 諏訪平土地改良区の意見書添付。諏訪市の水路占用許可済み。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑なし) この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、7ページ No.44 中洲の件、矢崎委員お願いします。</p>
3番 矢崎勝美 委員	<p>(No.44) 所在は大字中洲字前田〇〇番。地目は台帳畑、現況は畑。面積は〇〇m²。 申請目的は〇区画の宅地造成。 譲渡人は〇〇さん。手不足により土地の管理も難しくなってきたため売却したい。 譲受人は〇〇(法人)。申請地は住宅地として発展している地域であり、小中学校も近く需要が見込まれるので分譲して周囲の要望に応えたい。 契約内容は売買で〇〇円。 [資金調達計画の確認] [場所の説明] 周辺域は宅地化が進み、住宅と農地が半々といった状況。 雨水は地下浸透処理、農地に接する申請地北側と西側にはL型擁壁を設置。東側、南側は水路に接しており、諏訪市建設課と協議済み。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑なし) この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 続いて、8ページ No.45 洪崎の件、宮坂委員お願いします。</p>
10番 宮坂廣司 委員	<p>(No.45) 所在は洪崎〇〇番。地目は台帳畑、現況は果樹園。面積は〇〇m²の内〇〇m²。分筆の立会いを行っているとのことだが、現段階では未了。 申請目的は店舗兼倉庫。1階部分は冷蔵庫等を設置した倉庫。2階分はりんご飴の製造・販売を行う店舗。規模は2階建て1棟。建築面積〇〇m²。 貸付人は〇〇さん。借受人は〇〇さん。親子関係。契約内容は使用貸借権の設定。 [場所の説明] 費用は建物建築費〇〇円、店舗・倉庫設備費〇〇円、その他〇〇円の計〇〇円。 [資金調達計画の確認] 申請地周辺は全て貸付人の所有地。雨水は地下浸透処理。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑なし) この件を許可してよいという方挙手をお願いします。(全員挙手)全員賛成です。 審議は以上となります。</p>